

令和3年矢巾町議会定例会 8月会議目次

議案目次	1
------	---

第 1 号 (8月2日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	5
○報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	6
○報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	6
○議案第63号 矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する 条例について	7
○議案第64号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について	11
○散 会	17
○署 名	19

議案目次

令和3年矢巾町議会定例会8月会議

1. 報告第13号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第14号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第15号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 議案第63号　矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
5. 議案第64号　令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

令和3年矢巾町議会定例会8月会議議事日程（第1号）

令和3年8月2日（月）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 議案第63号 矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第64号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	3番	小笠原佳子	議員
4番	谷上知子	議員	5番	村松信一	議員
6番	廣田清実	議員	7番	高橋安子	議員
8番	水本淳一	議員	9番	赤丸秀雄	議員
10番	昆秀一	議員	11番	藤原梅昭	議員
12番	長谷川和男	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員
16番	廣田光男	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

2番 吉田 喜博 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造 君	副町長	水本 良則 君
総務課長 兼防災安全室長	藤原 道明 君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡 律司 君
町民環境課長	吉田 徹 君	健康長寿課長	村松 徹 君
道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木 芳満 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中 伸悦 君	議会事務局長 補	川村 清一 君
係長	佐々木 瞳子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、2番、吉田喜博議員は、都合により欠席する旨の通知がありました。

ただいまから令和3年矢巾町議会定例会を再開します。

これより8月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

8番 水 本 淳 一 議員

9番 赤 丸 秀 雄 議員

10番 昆 秀 一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の8月会議の会議期間は、7月21日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、8月会議の期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第4 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第5 報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第3、報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてから日程第5、報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてまでの報告3件については、同じ内容の自動車破損事故に関する専決処分の報告でありますので、一括して報告をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第13号から報告第15号までの自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回報告いたします3件の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字煙山第2地割及び第5地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤやホイール等を破損したものです。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町が支払う相手方の破損部分に係る賠償金につきましては、報告第13号における本町の過失割合は6割との査定から、修理代金総額15万7,432円のうち9万4,500円、報告第14号における本町の過失割合は5割との査定から、修理代金総額2万3,100円のうちから1万1,600円、報告第15号における本町の過失割合は5割との査定から、修理代金総額3万6,960円のうち1万8,500円となっております。

なお、報告第13号については6月17日に、報告第14号については6月24日に、報告第15号については6月29日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。ただいまの報告3件については、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 報告第13号と第14号は、まず同じ場所のようですが、それを確認したいと思います。

それから、今回の穴ぼこ、例年なのですが、穴ぼこ、こここの場合は、結構今大型車も走行しているということで確認しておりますが、今回の2か所だと思われますが、2か所の分については、仮修理のみで終わるということでよろしいのでしょうか、その辺の説明をよろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 最初の1点目の場所については、同じ場所になります。

それとあと補修の内容につきましては、取りあえず仮の補修を行っておりますが、これから冬にかけまして、西部開拓線の至るところで同様に冬期間穴ぼこが発生するような路面の破損状況の場所も見受けられますので、今後そういった部分につきましては、一旦はいで、もう一回舗装をし直すというような補修内容で補修する予定としております。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

以上で報告第13号から報告第15号までの3件の報告を終わります。

日程第6 議案第63号 矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第6、議案第63号 矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第63号 矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例についての所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、個人番号カードの発行に係る手数料について、地方公共団体情報システム機構が徴収することができると定められたことから、矢巾町手数料条例に規定していた当該手数料に係る条項を削除するものであります。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に新たな条項が追加されたことに伴い、矢巾町個人情報保護条例の条ずれを整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 6月にデジタル法が成立したのですけれども、そのデジタル法と関連があるように思うのですけれども、関連はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございまして、今回の条例改正は、そのデジタル庁の発足も関連する部分がございます。具体的には、改正の一部に総務大臣とあったところが内閣総理大臣になったりするところがございますので、それがまさしくデジタル庁の関係で変わってくるということになってございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） デジタル庁と関連するということですけれども、マイナンバーカード、矢巾町では今まで聞いたところでは10%ぐらいの普及なのですけれども、今度は800円がなくなるので、普及率をどのようにする、目標とか、そういうのは示されているのでしょうか

うか。

総務省から今度は内閣総理大臣ということなのですけれども、内閣総理大臣、次に質問はできないのであれですけれども、矢巾町が進めているスーパーシティとも関連あるのではないかなどと思うのですけれども、その辺をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田　徹君）　マイナンバーカードの普及率に関するお話をさせていただきますけれども、国のはうでは、令和4年度末には大多数の国民にということを打ち出しておりますので、当然それに向けて取り組んでいきたいというふうに思ってございます。今のところ、矢巾町の6月末時点での交付率でございますけれども、31.4%の交付ということになってございます。そういうことから、ここにきてぐっと増えてきたわけでございますが、この増えている流れをずっと続けていけますように交付に向けて努力して、5割、そしてさらには6割、7割というふうに増やしていきたいというふうに考えておるところでございます。

ちなみにですけれども、800円の手数料がなくなるのではなくて、矢巾町で800円と定めたものを、地方公共団体システム機構が、同じ金額になると見込まれておりますけれども、それを定めて進めるということになってございまして、その金額的なものの差はないというふうに捉えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　私のほうからは、最後のスーパーシティに関するかというところでお答えをさせていただきたいと思います。

矢巾町で今検討して内閣府のはうに提案させていただいている内容に、この点は直接的には関係ないものかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　今回の法律改正によって匿名化をした個人情報が第三者に提供できることになったわけでございますけれども、法改正後に、民間事業者からの情報提供が、匿名化をする場合に、町が業者に委託する匿名企業を業者に委託したときに、その漏洩が発生するのではないかという危険が一つありますけれども、それをどう思っていらっしゃるのか。

もう一つは、先ほどの連携機構システム、データ、そこは民間企業になるのか、どういう

ところがそこを、現実的には矢巾町の対応をすることになるのかについてお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　匿名化の部分についてお答えしたいと思います。

現在も個人情報を、住民基本台帳システム等ございまして、それもメンテナンスも含め委託をしておるところでございますが、その委託に対しましては、契約の特約条項として守秘義務を課しておりますので、匿名化を外部委託する場合も同様の対応になるものと考えております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田　徹君）　地方公共団体情報システム機構に関する体制のことでの質問だったと思うのですけれども、こちらのほうに関しましては、民間の団体ではなくて国の方々がその法律に基づいて設置している団体でございますので、国の方々の設置する法律に基づいて行う団体というふうに捉えてございますということでございまして、セキュリティーとか、匿名化に関しても、それなりの徹底した対応がされているところというふうに捉えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

他に質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

14番、小川文子議員。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。今回の条例改正に反対の討論をいたします。

私ども日本共産党は、デジタル法が国会で審議された段階でも反対をいたしました。それは、今回のデジタル法が法整備を急ぐあまり、個人情報の保護に関する部分が足りないという立場に立っておるものでございます。便利さの陰には、やはりそういう問題があるということを私も今回は指摘をしておきたいと思います。

今回の法改正によって、各自治体が定めております個人情報が国によって一本化、一元化をされます。私は、そのことについても大変危惧を持つものでございます。本来個人情報保護法は、この市町独自で決められるべきものでございます。独自の判断で行われるものでございますが、今回は地方自治体だけではなく、独立行政法人、それから国の行政団体とか、いろんなものが一元化を今回の法律によってされます。自由度がなくなるのでございます。このことから、私は反対をいたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第63号 矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第64号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原由巳議員）次に、日程第7、議案第64号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君）議案第64号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、主に新型コロナワクチン接種に係る予算を補正するものであります。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、4款衛生費の新型コロナワクチン接種市町村輸送機能強化

事業を新設補正し、2款総務費の財政調整基金積立事業及び4款衛生費の新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業を増額補正をし、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,268万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億4,377万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　議案第64号　令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細について説明いたします。

9ページにお進み願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金4,117万1,000円、こちらは新型コロナワイルスワクチン接種の経費に係る補助金でございます。高齢者接種の前倒しに伴う追加交付分となります。

15款県支出金、2項県補助金117万3,000円、こちらにつきましては、県単独補助金の新規計上となります。高齢者、障がい者、妊婦などで交通手段がない方に対し、自宅から接種会場までのタクシー往復料金の補助金となります。

20款諸収入、4項雑入34万1,000円。

次に、歳出の説明をいたします。13ページにお進み願います。歳出補正の説明に当たりましても同様に、款、項、項の補正額の順で行います。歳出。2款総務費、1項総務管理費1,560万5,000円、こちらは財政調整基金積立金の増となります。これによりまして、財政調整基金残高が6億9,558万円となります。

4款衛生費、1項保健衛生費2,708万円、主なものといたしましては、新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業の増2,590万7,000円、内容といたしましては、集団接種会場従事の会計年度任用職員の報酬、医師、看護師等の派遣に係る謝礼、医療物品の購入等を増額補正するとともに、予算の組替えを行っております。

下に下がっていただきまして、新型コロナワイルスワクチン接種市町村輸送機能強化事業117万3,000円でございます。こちらにつきましては、歳入でも説明いたしましたとおり、交通手段のない方々に対して自宅から接種会場へのタクシー輸送に係る経費を計上する内容となっております。

以上で議案第64号　令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わりま

す。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点お伺いします。

第1点目は、財政調整基金なのですけれども、7億円近くになるのですけれども、今後の予定というのは、どのように考えているのかお伺いします。大体5億円ぐらいが普通だったのですけれども、7億円近くになったのですけれども、今後の予定をお伺いします。

それから、2点目は、予防費、新型コロナの今の状況、まだ矢巾町は18人ということで、21日の全協のときには、守秘義務というか、公表しない方を含めて31人ということだったのですけれども、その後はどうになっているのか。

それから、予防接種が開始されて65歳以上の方は85%ぐらいになっているような感じだったのですけれども、第1期目は。2期目、どうになっているのか。それから、64歳以下の状況をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 1点目の財政調整基金の見込みについてというご質問にお答えいたしたいと思います。

財政調整基金、年度当初7億3,435万7,000円ほどございました。2号で5,400万円ほど崩して、今回3号で1,500万円積み足しているという状況でございますが、今回の財政調整基金の積立ての主な理由といたしましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の補助金の追加交付分を2号補正で増額補助した職員の時間外勤務手当に充当したことによって充てるものでございます。財政調整基金に積み立てることが可能になったものでございます。今後もこのようなことが多数あると思いますし、今後の交付金の配分状況などによって状況が変わってくると思いますので、現段階で幾らになるかというようなことについては、現状私どものほうでも把握しておりませんというか、予測できない状況でございます。都度都

度状況の変化に応じて皆様方にお諮りしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいとと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

まず、1点目の感染者の状況でございますけれども、日報さんのほうの報道では、矢巾町18名ということで、それ以外の公表されない方もいらっしゃいまして、現在そういった方が17名、こちらで把握した人数となっておりますので、合わせて35名という状況になってございます。

続きまして、2点目でございますけれども、ワクチン接種率の状況ということで、高齢者については、7月30日現在で1回目を終わった方が87.2%、2回目接種済みの方が74.2%という状況でございます。全体、町民のいわゆる12歳以上の方々でどの程度接種が進んでいるのかについては、1回目接種分が40.4%、2回目接種済みが30.5%という状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　コロナ感染者の数のことなのですけれども、今回の8月1日号の矢巾町の広報にも人数は書いてありませんでしたけれども、町民の中には18人で増えていいからというようなことで安心している方もいると思うのですけれども、35人になったというところは、どのように説明するつもりなのか、どのように話し合われているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

矢巾町の人数、受け止め方によって様々あるかとは思うのですけれども、それ以上にやはり全国的に1日の感染者がもう1万人を突破していましたし、首都圏をはじめもう全国、例えば鳥取県とか島根県とか、これまで本当にゼロとか1人とか、そういったところでさえも、もう二十何人とかという状況なので、この状況をもって18人だから少ないとかという町民の方は恐らくいらっしゃらないだろうなと思いますし、いろいろ例えれば各全国知事会のほうでも県をまたぐ移動について、これからまさしくオリンピック期間中、さらにはお盆の期間も迎えることになりますので、これまで以上に、より徹底した厳しい行動制限なり、感染対策

が求められてくると思いますので、町といたしましても、町民の皆様にそういう周知を引き続き、さらにお伝えしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

15番、山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 新型コロナウイルスの関係で今課長からお話があったのですが、この12歳以上の接種率の中身なのですが、全国的には20代、30代、40代、50代ということで、非常に感染が爆発的に関東圏、そして大阪圏を中心に増加をしているわけですが、岩手県は約120万の中で、大体多いときは十七、八人、今日もたしか10人ぐらいですか、どっちかといえば安定はしていると、少ないほうなわけでございますけれども、特に12歳から、いわゆる65歳以下の部分の接種が今話された1回目40.4%、2回目30.5%ということですが、どういう方たちが、いわゆる優先接種の方たちなのか、それとも、もういわゆる65歳以下の方たちに予約券を発送しているのか。この前説明を受けた中では、64歳、63歳の方の予約受付は7月20日から開始していると。それから、62歳から55歳の予約受付は8月3日、明日からだと。54歳以下の予約案内は、ワクチンの供給状況に応じて行うという説明を受けたというふうに記憶しておりますけれども、その中で優先接種の対象者、それから児童、それから障がい者福祉施設の職員、町立の小中学校の職員については、いわゆるできるだけ早く接種したいという話があったように記憶しておりますけれども、その12歳以上の接種率の、例えば1回目40.4%というのは、どういう方たちが接種を受けたのか、そこをまず確認をさせてください。

それから、もう一点、これは新型コロナウイルス感染症対応の今回の補正ですけれども、たしかこの前の話では、小中学校の、いわゆる手洗場の自動水栓化、それからハンドレバー、これの設置の予算の話がありました。非常に喜ばしいことですし、望んでおりましたけれども、できるだけ早くこれを工事をしてほしいのですが、この予定をお聞かせいただきたいなというふうに思っておりますが、今日は学務課長さん来てない、分からぬ部分で後でもいいのですが、分かっている部分、小学校、それから中学校の自動水栓化とハンドレバーの数、これをお知らせ願いたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

64歳以下の方々の接種状況について、優先される方々が入っているのかといったご質問だったかと思いますけれども、まず接種が高齢者からスタートしたわけでございますが、その時点で町といたしましては、介護施設の入所者の方の接種から5月10日から開始したわけですが、それと併せて介護従事者の方々も接種をされましたので、したがいまして、64歳以下の方々が、まずは介護従事者ということでスタートしたところでございますし、あとは64歳以下の接種開始に合わせまして、児童福祉施設、障がい者福祉施設、町立小中学校の先生方、そういう方々も優先接種ということで、昨日8月1日、さわやかハウスで集団接種が行われましたが、その中で小中学校の先生方も1回目の接種を終えたところでございます。

したがいまして、64歳以下、基礎疾患を有する方、さらには64歳、63歳の方々は、もう既に1回目の接種が始まっているわけで、明日から55歳から62歳以上の方々の受付を開始するところでございまして、ワクチンの確保状況につきましては、先般の全員協議会では1週間1箱ずつであれば、個別か集団かを絞らざるを得ない状況だったわけですけれども、今般県のほうから若干配分を加算していただいたこともありましたので、今後の全協でもご説明は申し上げますけれども、何とか個別接種、集団接種を併用しながら、少しでも早く町民の皆様の希望される方々にワクチン接種が進むような形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

学校教育課関係の交付金の関係でございますが、全員協議会でご説明したとおりの話になるのかなと思いますけれども、こちら6月の議会で議決いただきました後に、速やかに事業執行、そして完了するように進めてまいりたいと思いますし、そのような認識でコロナの感染症対策でございますので、そういう形で共通の認識であります。今この段階で事業いつまでにというお話はまだできない状況でございますが、そのような認識でいるということでお答えに代えさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入れます。議案第64号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） 以上をもちまして本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和3年矢巾町議会定例会8月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員